



これから森づくりのために、今まできすこと。

森林境界の調査およびアンケート調査に
ご理解・ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

本調査（アンケートなど）に関するご質問は、下記の受託業者にご連絡ください。

〈受託業者〉

菅根測量株式会社 電話 0739-26-7620 担当者 濱田、榎谷

〈発注者〉

五條市農林政策課 電話 0747-22-4001 担当者 梶谷、西尾

1. はじめに

§ 森林・林業の過去・現在・未来

➤ 森林・林業の『過去』

明治時代中期以降、日本は急速な近代化が進み、戦後復興の際にも大量の木材が必要になりました。

山では過剰な伐採により、森林は大きく荒廃し、木材需給のひっ迫により拡大造林が行われ、天然林から人工林への転換が進みました。

➤ 森林・林業の『現在』

戦後の拡大造林から約 60 年が経ち、多くの森林が木材利用や手入れを必要とする時期を迎えてます。

しかし、木材輸入の自由化や木材需要の変化、少子高齢化による後継者不足など、様々な要因によって木材利用や手入れが行き届かない人工林が増えています。

➤ 森林・林業の『未来』

これから社会は複雑・多様に変化し、様々な価値観が同居する世の中になっていきます。そして、森林・林業も木材生産だけではない多様な価値を生み出し、社会や生活を支える重要な存在となっていく必要があります。

こうした未来を実現するには、みなさまの協力・協働が必要不可欠です。

§ 森林が持つ機能と可能性

森林が持つ機能は、大きく下記の 4 機能に分けることができます。これらの機能は、普段の生活で意識することは少ないかもしれません。

ですが、森林には持続可能な循環型資源としての木材利用や自然の癒し効果など、これから私たちが豊かに社会生活を送るために必要なサービスを提供できる可能性を秘めています。

森林資源生産機能

- 物質生産（木材・食料）
- 水源涵養（水質浄化）
- 地球環境保全（温暖化の緩和）



防災機能

- 表面侵食・表層崩壊防止
- 土壤保全
- 水源涵養
(洪水緩和・水資源貯留・水量調整)



生物多様性保全機能

- 生物多様性保全
(遺伝子・生態系)
- 快適環境形成（騒音防止・大気浄化）
- 地球環境保全（気候の安定化）



レクリエーション機能

- 保健・レクリエーション
(森林浴・行楽・スポーツ)
- 文化
(環境教育・学習・景観)



2. 事業のイメージと目的

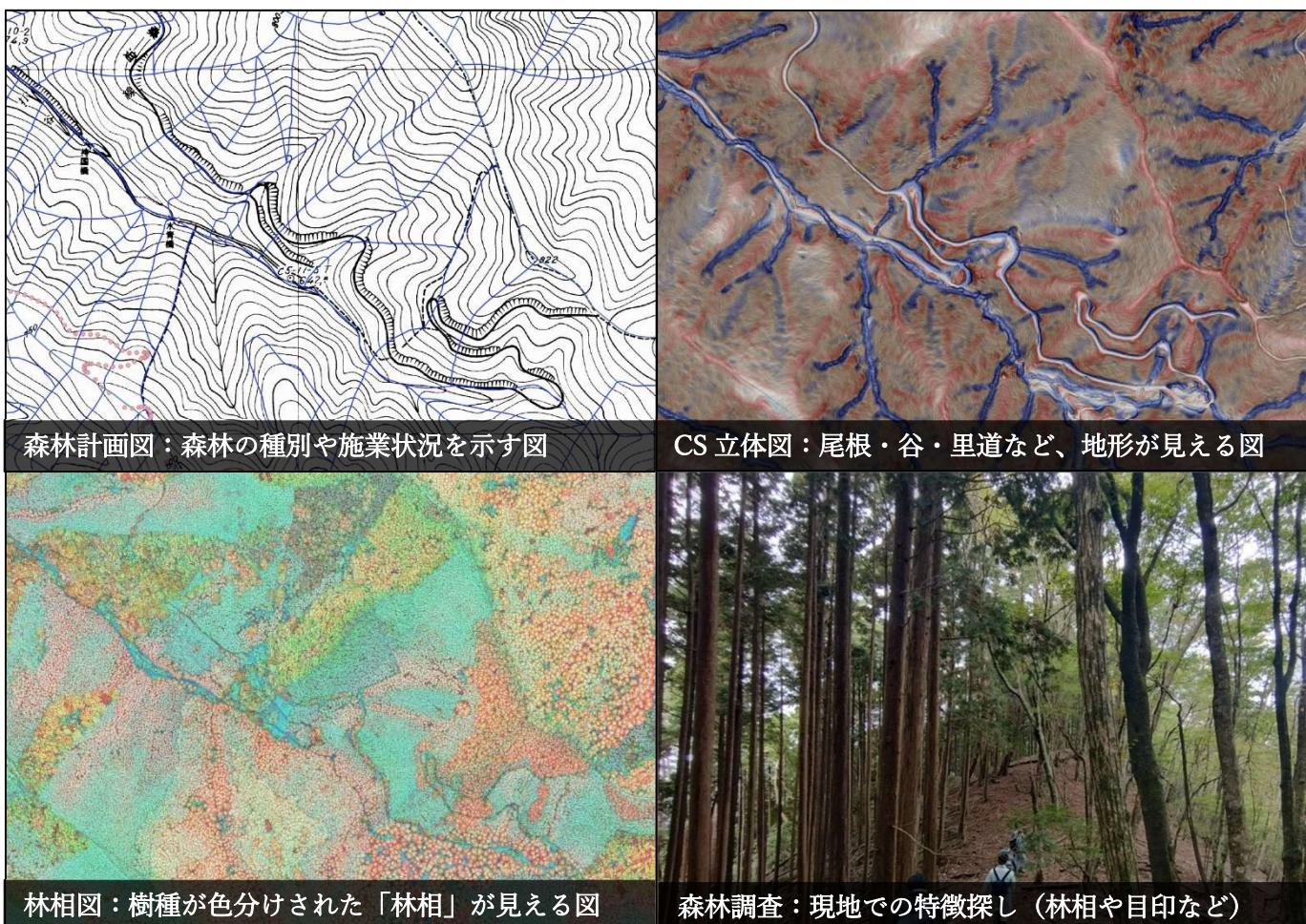
§ 事業のイメージ

今回の事業は、五條市がみなさまの森林を調査（※）させていただき、森林の特徴的な点（書付などの目印や森の違い（木を植えた時期や樹種の違いなど））をもとに、「森林境界」を推定します。

その結果を、ご自身が所有する森林についてご確認いただき、合意いただくことで森林境界を明確にしていく事業です。（本事業は「筆界」を確定する、いわゆる「地籍調査」ではありません。）

※森林の調査は、五條市が業務を委託した菅根測量（株）(0739-26-7620)が行います。

また、森林調査を行う職員は、身分証明書を携行しています。



森林境界ってなに？筆界とは違うの？

➤ 筆界は「公法上の境界」、森林境界は「私法上の境界」と呼ばれています。

「筆界」は、法律に基づいて土地の形を定めたもので、お隣さん同士の話し合いだけで変更することはできません。

「森林境界」は、民法の所有権の概念上に存在し、お隣さん同士の話し合いで境界を決めている場合があります。

本来「筆界」と「森林境界」は一致することが多いですが、地籍が終わっていない場合や分筆したが登記を変更していない場合など一致しないこともあります。

§ 事業の目的

➤ 目的 1

「森林境界」の明確化

- ✓ 森林の状況や森林所有者の記憶や認識をもとに「森林境界」を推定し、確認・合意を得ることで「森林境界」を明確にする。

➤ 目的 2

「森林境界」に関する認識の保全

- ✓ 森林所有者の記憶や認識（分からぬといふ情報も含めて）を記録し、山と人の情報を紐付けて後世に残す。

目的 1 「森林境界」の明確化



*森林の調査は、五條市が業務を委託した菅根測量（株）（0739-26-7620）が行います。
また、森林調査を行う職員は、身分証明書を携行しています。

目的2 「森林境界」に関する認識の保全

○田畠の場合



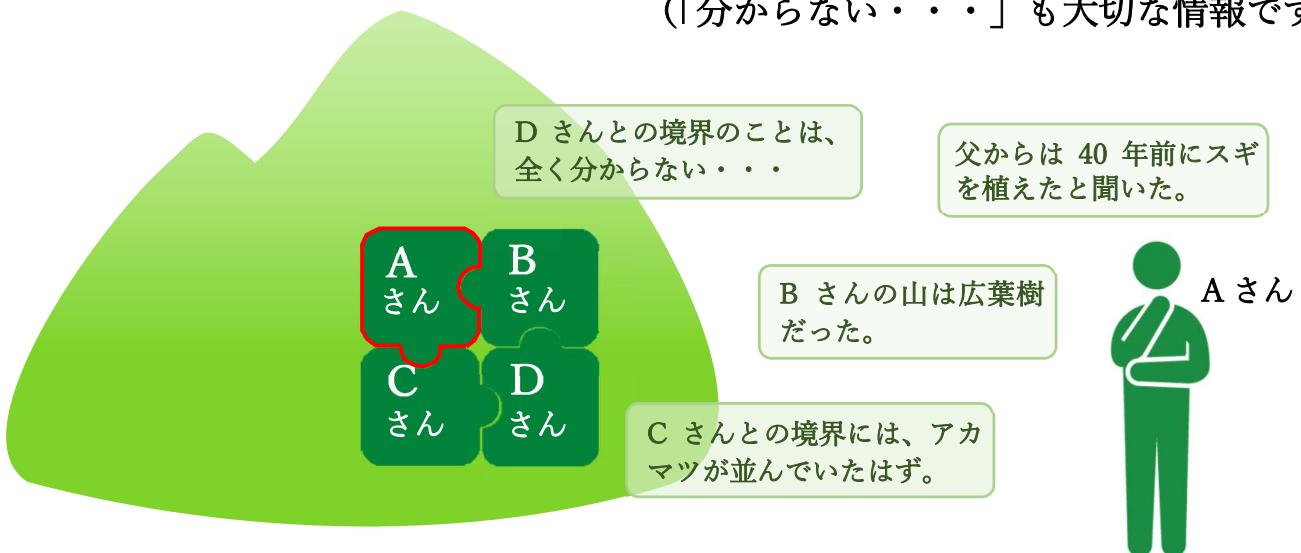
○森林の場合



なので・・・

単に「森林境界」を引くだけでなく、森林所有者の記憶・認識を記録し、残していくことが重要です。

(「分からない・・・」も大切な情報です。)



現地の調査結果とアンケート（必要に応じて聞き取り調査）の結果をもとに、森林境界カルテにまとめてお送りします。

3. 改めて、ご留意いただきたいこと



この事業は、**地籍調査ではありません。**

» この事業の目的は、森林（立木）の所有者界を明らかにし、情報を保全することです。



2つの森林の間（所有者間）で、
森林境界があることが分かればOK。
土地の法的な境界線（筆界）を引くことが
目的ではありません。

したがって、



完成した図面を基に、法務局の登記情報（所有者や地籍）や公図、
固定資産台帳の情報が変更されることはありません。

▷ 登記簿の所有者や面積、固定資産台帳の評価額などの情報は変わりません。



完成した森林境界は地番の並びや土地の区画、境界を法的に確定・
証明するものではありません。参考図としてご使用ください。

▷ 「筆界」ではなく「森林境界」を明確にする事業です。（本パンフレット p.3-4）



森林境界に接する森林所有者の両者または一方の合意が得られなか
った場合、森林境界は未定として記録します。

▷ 「森林境界」の決定は、森林所有者の両者の合意に基づいて行います。

4. 担当者の連絡先について

受託業者の担当者から、みなさまにお電話をかける場合は、以下の電話番号からかけさせていただきます。

お手数をおかけしますが、迷惑電話と判定されないよう、携帯電話や固定電話の電話帳機能などにご登録いただけますと幸いです。

【担当者連絡先】

菅根測量（株）

電話 0739-26-7620

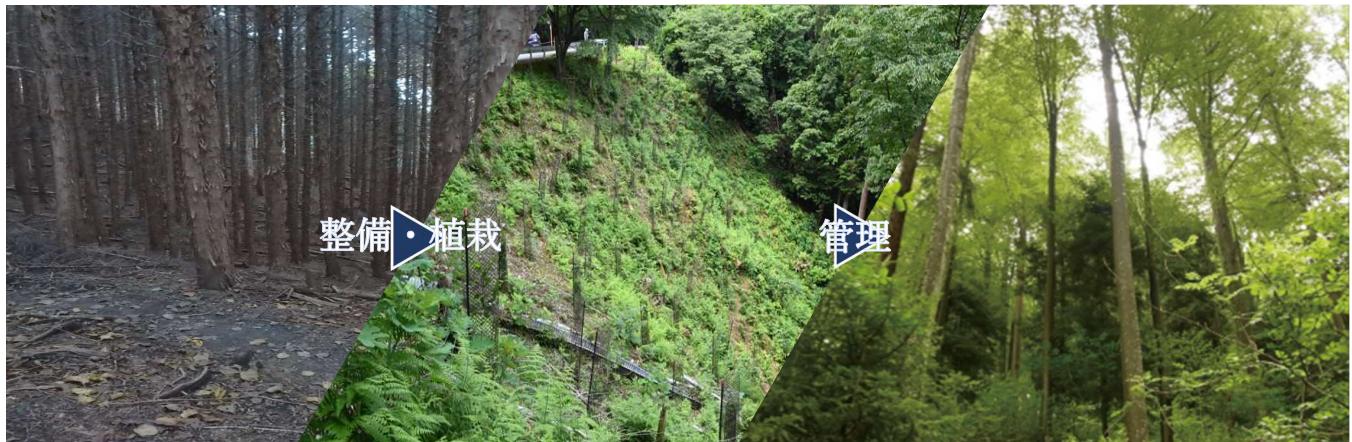
担当者 濱田、沢谷

5. さいごに（本事業から少し離れて・・・）

§ 混交林誘導整備事業についてのご案内（概要）

混交林誘導整備事業とは？

手入れが行き届かないスギ・ヒノキ人工林において、混交林（スギ・ヒノキ人工林に広葉樹や別の針葉樹を交えた森林）への誘導整備を行い、継続的な木材生産と防災力の向上を目指す事業です。



対象森林



※保安林に指定されている場合や、他法令の許認可に関する場合など、その他要件についても確認する必要があります。詳しくは、下記問い合わせ先へお気軽にご相談ください。

メリットと注意点



【混交林誘導整備事業に関する問い合わせ先】

奈良県 森林環境課 共生推進係

TEL 0742-27-8115

奈良県 南部農林振興事務所 森林共生推進第一課

TEL 0747-32-8313

五條市 農林政策課 森林係

TEL 0747-22-4001